



## 女性差別撤廃委員会への報復的措置に対する 抗議声明

2025年2月13日

内閣総理大臣 石破 茂 殿

外務大臣 岩屋 毅 殿

国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ

<https://hrn.or.jp/>

- 1 日本を拠点とする国際人権NGOヒューマンライツ・ナウは、国連女性差別撤廃委員会からの皇室典範に関する勧告について、日本政府が行った女性差別撤廃委員会に対する報復的措置について強く抗議する。同措置は国際人権基準に照らして誤った政府見解に基づいたものであることのほか、女性差別撤廃条約その他国際人権条約上において日本政府が負う人権保護義務にも違反するため、日本政府は直ちに同措置を撤回しなければならない。
- 2 2024年10月、女性差別撤廃委員会は、第9回日本政府報告書審査において、「委員会はまた、皇室典範の規定は委員会の権限の範囲内ではないという締約国の立場に留意する。委員会は、しかしながら、皇統の男系の男子のみが皇位を継承することを認めることは、条約第1条及び第2条並びに条約の目的及び趣旨と相容れないと考える。」と指摘した上で、「委員会は、締約国が、女性と男性の平等を確保するために王位継承法を改正した他の締約国の好事例を

参照し、皇位継承における女性と男性の平等を保障するために皇室典範を改正するよう勧告する。」と述べた<sup>1</sup>。

このように女性差別撤廃委員会が、日本の皇室典範改正を求める勧告を示したことに関して、日本政府は、審査中及び審査後において、「皇位につく資格、これは基本的人権に含まれていないことから、皇室典範において、皇位継承資格が男系男子に限定されていることは、女子差別撤廃条約にいうところの『女子に対する差別』には該当しないこと、そして、皇位継承の在り方は、国家の基本に関わる事項であること、こういったことから、女子差別撤廃委員会において、皇室典範を取り上げることは適当ではない、そして、皇位継承に関する規律は受け入れられず、削除されるべきだ」などとする意見を繰り返し表明してきた<sup>2</sup>。

しかし、女性差別撤廃委員会が当該勧告について確定版として公表されている最終見解においても維持している。

このような状況を受けて、本年1月27日に日本政府が次の二つの措置を実施したことを1月29日開催の記者会見で公表した<sup>3</sup>。

① 日本政府が国連人権高等弁務官事務所に対して毎年拠出している任意拠出金（年間2000万～3000万円）の使途から女性差別撤廃委員会を除外するように女性差別撤廃委員会に通知したこと

② 2つ目の措置は、2025年度に予定されていた女性差別撤廃委員会の訪日プログラムについて実施を見合わせたこと

3 しかしながら、日本政府の上記見解は自ら批准した女性差別撤廃条約の理解に欠けるもので、誤りである。

---

<sup>1</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100762773.pdf>

<sup>2</sup> <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100773591.pdf>

<sup>3</sup> [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaikenw\\_000001\\_00122.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaikenw_000001_00122.html)

(1) 女性差別撤廃条約1条は、同条約の適用上「女性差別」とは、「性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性（婚姻をしているかいないかを問わない）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」と定義し、

2条は、女性差別となる既存の法律や規則、慣習、慣行を修正し又は廃止するための立法措置をとることを含めて、あらゆる形態の女性差別を撤廃する政策を遅滞なく追求することを締約国に義務づけている。

皇室典範の第1条が「皇位は、皇統に属する男系の男子が、これを承継する。」と定め、皇族のうち男性にのみ皇位継承資格を認め、一方で皇族のうち女性については皇位継承資格を認めてない。この規定は性に基づく排除であることは明白であり、かつおよそ女性が男女の平等を基礎として基本的人権を享有・行使することを害する効果を持つものである。よって皇室典範第1条は、条約1条によって定義される女性差別に該当するのであり、2条によって改廃を求められるのは当然である<sup>4</sup>。

(2) また、天皇を含めた関係者は、「国民」として「基本的人権」を享有する主体であることが2003年最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会政府委員の答弁において確認されている<sup>5</sup>。

皇族であっても日本国憲法はもちろん、女性差別撤廃条約を含む国際人権条約上の基本的人権が保障されているところ、その人権には当然、平等権が

---

<sup>4</sup> 日本弁護士連合会も女性差別撤廃条約の第9回日本政府報告書審査に提出したカウンターレポートの中で、「立法枠組みにおける差別」の具体例として、「皇室典範に関しては、現在、女性皇族には皇位継承が認められない。また、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、女性皇族のみが皇族の身分を離れなければならない。」ことを指摘している。

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/woman\\_report\\_9\\_jp.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/woman_report_9_jp.pdf)

<sup>5</sup>[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi013.pdf/\\$File/shukenshi013.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/chosa/shukenshi013.pdf/$File/shukenshi013.pdf)

含まれる（女性差別撤廃条約15条1項、自由権規約2条1項）。特に女性差別撤廃条約15条1項は「締約国は、女性に対し、法律の前の男性との平等を認める。」と明確に定めていることに留意すべきである。

(3) そして「皇位継承の在り方は、国家の基本に関わる事項であること」との政府見解については、そもそも「国家の基本に関わる事項」との概念自体が不明確であるが、その点を措くとしても、国際人権基準において、「国家の基本に関わる事項」なる概念を理由に条約が禁止する差別を正当化することはできない。

4 よってヒューマンライツ・ナウは、日本政府に対して、国際人権基準に照らして誤った見解に基づいた今回の女性差別撤廃委員会に対する報復的措置を直ちに撤回し、日本政府の任意拠出金の使途として女性差別撤廃委員会の活動を除外しないことを国連に対して通知すると共に、女性差別撤廃委員会の訪日プログラムを速やかに再開するよう求める。

女性差別撤廃条約の第9回日本政府報告書審査においては、皇室典範以外の女性の人権に関する諸問題について、委員会から多岐にわたる勧告を受けている。日本は、2024年より国連人権理事会の理事国を勤めており、本来、率先して国際人権基準を尊重した行動を取るべき立場にある。日本政府は、女性差別撤廃委員会からの諸勧告を真摯に受け止め、皇室典範の改正を含め同勧告で明らかとなった人権に関する日本の現状と国際スタンダードとの様々なギャップを埋めるための必要な施策を行い、皇族を含むすべての人間の人権が尊重される社会を実現しなければならない。

以上